

# 佐世保市の中核市移行について

## 【概要資料】

### 目次

- |   |                |      |
|---|----------------|------|
| 1 | 中核市制度の概要       | P 1  |
| 2 | 中核市移行の目的及び効果   | P 3  |
| 3 | 移譲される事務権限等の概要  | P 5  |
| 4 | 事務権限等に係る財政的影響  | P 11 |
| 5 | 事務権限等に係る受入体制   | P 13 |
| 6 | 事務権限等に係る条例等の整備 | P 14 |

平成28年3月

佐世保市 行財政改革推進局

# 1 中核市制度の概要

## (1) 中核市制度の概要

従前、政令指定都市を除く市町村は、法律によって、基本的に同じ事務権限が認められていましたが、そうした中、人口規模や行政能力等が比較的大きい都市の事務権限を強化し、より住民の身近なところで行政を行うことを目的として、平成7年に発足した都市制度が「中核市」です。

### 《中核市45市(H27.4.1現在)》

【北海道】	旭川市 函館市
【東北】	青森市 盛岡市 秋田市 郡山市 いわき市
【関東】	宇都宮市 前橋市 高崎市 川崎市 越谷市 八王子市 船橋市 柏市 横須賀市
【中部】	富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊田市 豊橋市 岡崎市
【近畿】	大津市 豊中市 枚方市 高槻市 東大阪市 姫路市 西宮市 尼崎市 奈良市 和歌山市
【中国】	倉敷市 福山市 下関市
【四国】	高松市 松山市 高知市
【九州】	久留米市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市

## (2) 中核市移行の背景〔要件緩和〕

地方自治法の一部改正に伴い、平成27年4月から「人口20万人以上」を要件とする特例市が廃止され、中核市の要件が「人口30万人以上」から「人口20万人以上」に引き下げられました。

※本市は、人口261,101人(平成22年国勢調査)を有しており、中核市の要件を満たすこととなりました。

### 《中核市要件の変遷》

要件	平成7年 制度創設時	平成11年 制度改正後	平成14年 制度改正後	平成18年 制度改正後	平成27年 制度改正後
人口	30万人以上	30万人以上	30万人以上	30万人以上	20万人以上
面積	100k m <sup>2</sup> 以上	100k m <sup>2</sup> 以上	100k m <sup>2</sup> 以上 〔人口50万人未満の場合〕	廃止	
昼夜間人口比率[※]	100超 〔人口50万人未満の場合〕	廃止			
変更点	—	昼夜間人口比率要件の廃止	面積要件の緩和	面積要件の廃止	人口要件の緩和

※昼夜間人口比率とは、最近の国勢調査の結果による当該市の従業地・通学地による人口を当該国勢調査の結果による当該市の常住地による人口で除して得た数値に百を乗じて得た数値。

### (3) 中核市の機能

中核市は、指定都市が処理できることができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務や、中核市において処理することが適当でない事務を除いて処理することができます。〔地方自治法第252条の2第1項〕

#### ●保健所の設置

中核市は、保健所を設置することとされ、保健所設置市の長等に移譲されている事務を処理します。〔地域保健法第5条〕

※本市は、昭和23年4月に保健所政令市の指定を受け、同年10月に保健所が設置されています。

#### ●行政監督の特例

福祉分野に関する事務に限り、行政監督の特例が設けられています。事務を処理するに当たり、従来、都道府県知事の改善、停止、制限、禁止等の指示、その他の命令を受けていたものについて、指示その他の命令を受けなくなるか、知事に代えて直接各大臣の指示等を受けるようになります。〔地方自治法第252条の2第2項〕

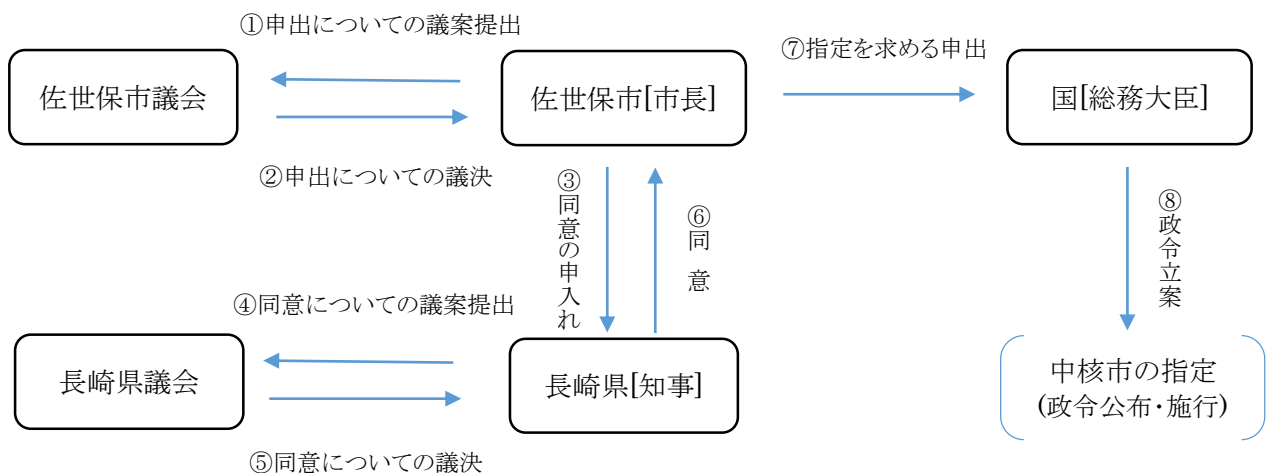
#### ●移譲事務以外の事務

外部監査制度における包括外部監査の導入〔地方自治法第252条の36第1項〕及び高度救助隊の設置〔救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(総務省)〕が義務付けられています。

※本市は、既に特別救助隊を設置し、高度救助隊に必要な装備及び隊員を有しており、その配置にあたっては、高度救助用具を積載する救助工作者を配備した中央消防署の救助隊とします。

### (4) 中核市の指定手続き

佐世保市議会の議決を経て、長崎県の同意(長崎県議会の議決)を得たうえで、佐世保市長から総務大臣への申出に基づき、政令により中核市に指定されます。〔地方自治法第252条の24〕



## 2 中核市移行の目的及び効果

### (1) 中核市移行の目的

- 市民生活に密着した多くの事務を市民にとってより身近なところで行うことにより、行政サービスを充実させ、市民満足度のさらなる向上を図ります。
- 本市特有の課題やニーズを踏まえ、様々な分野において、市民と行政が連携・協力して創意工夫を施しながら、ひと(市民)が中心の自立したまちづくりを進めます。
- 長崎県北及び西九州北部地域の拠点都市として、名実ともに存在感を高めながら、より効果的な行政連携を通じ、圏域全体の発展をけん引する中心的な役割を果たします。



「第6次佐世保市総合計画」(基本構想:平成20年度から29年度)で掲げる将来像

『ひと・まち育む“キラっ都”佐世保』の実現へ

### (2) 中核市移行の効果

#### ●きめ細かな行政サービスの提供

市民の生活に密着した事務を、より身近な市が行うことで、市民ニーズに即した、柔軟できめ細かな行政サービスを提供することができるようになります。

#### 《例 示》

- 市が民生委員の定数決定や研修を行うことにより、地域により密着した民生委員活動に繋がります。
- 市が児童福祉施設、障害福祉施設、老人福祉施設の認可や指導監査等を行うことにより、運営実態の詳細な把握ができるようになるとともに、きめ細かな指導が可能となります。
- 市が保健福祉審議会の設置・運営を行うことにより、地域の実情にこれまで以上に配慮した福祉のあり方が審議され、行政に反映しやすくなります。

#### ●行政サービスの利便性の向上、事務の迅速化

これまで長崎県庁や長崎県の出先機関で対応していた申請受付等について、移譲される事務権限に係る手続きについては、市の窓口での対応が可能となり、また、事務処理にあたっては、長崎県を通さず、市で一括して行えるようになることから、市民や事業者における利便性の向上と、事務処理の迅速化に繋がります。

#### 《例 示》

- 特別養護老人ホームの認可について、開発行為の許可等の関連する手続きとあわせ、市の窓口で済ませることができます。
- 身体障害者手帳の交付、母子父子寡婦福祉資金の貸付等に係る事務について、市が一括処理することにより、処理期間が短縮されます。

## ●特色のあるまちづくりの推進

これまで長崎県が行っていた事務権限について、地域の状況を踏まえ、市独自の基準を設定できる範囲が広がることから、様々な分野において、地域特色に配慮しながら独自のまちづくりを進めることができます。

### 《例 示》

- 市が景観形成に関わる屋外広告物の表示について、規制したり、誘導を行うことができるようになります。
- 特別養護老人ホームや保育所等の設備や運営に関する基準について、市が独自に設定することが可能となります。
- 教職員研修について、教育現場により身近な場所において、市が独自に実施することになります。

## ●新たな都市戦略の展開

中核市への移行により、長崎県北または西九州北部地域を代表する都市として、本市の知名度や存在感がより一層高まることが期待されます。

また、国が新たに創設した広域連携の制度〔\*連携中枢都市等を中心とした連携〕の活用も視野に入ることとなり、圏域全体の発展に資する都市戦略の展開において、新たな道が開けることとなります。

\* 地方自治法の一部改正(平成26年5月成立・公布)に伴い創設された制度で、連携中枢都市等を中心とした広域連携を意図しており、連携中枢都市等に対しては、圏域における役割に応じた適切な財政措置が講じられています。

なお、連携中枢都市の要件としては、①政令指定都市または中核市(地方自治法改正後の人口要件20万人以上)で、かつ②昼夜間人口比率おおむね1以上の地方自治体となっています。

### 3 移譲される事務権限等の概要

長崎県から移譲される事務権限に係る区分、根拠法令等による区分数並びに事務項目数〔38事務628項目(うち法定移譲事務:38事務599項目)〕は次のとおりです。

\* 下表は、平成28年3月時点で国(総務省)から示された中核市に係る法定事務特例一覧をベースに整理したものです。

区 分	根拠法令等による区分数	事務項目数			
		法 定	補助要綱	任 意	
				単 独	特例条例
民生行政に関する事務	20	423	10	8	0
保健衛生行政に関する事務	4	11	0	0	0
環境行政に関する事務	5	83	0	0	3
都市計画・建設行政に関する事務	3	58	0	3	1
文教行政に関する事務	4	20	2	2	0
その他の事務	2	4	0	0	0
計	38	599	12	13	4

【法定事務特例の総数】 (全108) (1,951)

#### 《事務項目数の区分》

法 定【法定移譲事務】	中核市移行に伴い法律・政令に基づき実施する事務。
補助要綱	上記以外の事務で当該事務が補助要綱で明らかにされているもの。
任 意【任意移譲事務】	法定移譲事務以外の事務で、単独事務や特例条例事務等がこれに当たる。
単独(単独事務)	長崎県のお務のうち、法定移譲事務に関連している事務。
特例条例(特例条例事務)	長崎県が行う事務のうち、県の特例条例に基づき、県が当該事務費を負担し、市が実施する事務。

(1) 民生行政に関する事務

根拠法令等による区分	事務項目数				移 譲 事 務 の 主 な 内 容
	法定	補助 要綱	単 独	特 例 条 例	
行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づく事務	2				○行旅病人又はその同伴者の引取り、又はその救護費用(医療費等)の弁償を得られない場合の引取り又は費用の弁償に係る事務 ○行旅死亡人の取扱費用(火葬費等)について弁償を得られない場合の費用の弁償に係る事務
児童福祉法に基づく事務	41	1	1		○民間の児童福祉施設の設置認可に係る事務 ○一時預かり事業届出の受理等に係る事務 ○児童福祉施設の検査、報告徴取に係る事務 ○小児慢性特定疾病児童等自立支援に係る事務 ○児童福祉施設等の職員の代替職員の費用補助に係る事務
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務	7				○民間の幼保連携型認定こども園の設置・廃止の認可に係る事務 ○幼保連携型認定こども園の検査、報告徴取に係る事務
民生委員法に基づく事務	10		2		○民生委員の定数の決定に係る事務 ○厚生労働大臣に対する民生委員の推薦に係る事務 ○民生委員退任者への記念品贈呈等に係る事務
身体障害者福祉法、身体障害者補助犬法に基づく事務	32				○身体障害者手帳の交付(障害認定、診断書を作成する医師の指定、地方社会福祉審議会への諮問等)に係る事務 ○身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の受付等に係る事務
生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の後の自立の支援に関する法律に基づく事務	54	1			○保護施設の設置等に係る事務 ○指定医療機関、介護機関、助産機関等の指定及び指導等に係る事務 ○生活保護費補助金交付等に係る事務
生活困窮者自立支援法に基づく事務	6				○生活困窮者就労訓練事業の認定に係る事務
社会福祉法に基づく事務	24				○社会福祉に関する審議会(地方社会福祉審議会)その他の合議制の機関の設置に係る事務 ○社会福祉施設(特別養護老人ホーム等)における運営費の運用に関する報告・協議に係る事務

根拠法令等による区分	事務項目数				移譲事務の主な内容
	法定	補助要綱	単独	特例条例	
老人福祉法に基づく事務	37	2	4		<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可、報告徴収等に係る事務</li> <li>○特別養護老人ホーム等の整備費用の一部負担に係る事務</li> <li>○軽費老人ホームに対する補助に係る事務</li> </ul>
母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務	61	4			<ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者のいない女子で児童を扶養しているもの又はその扶養している児童、寡婦に対する母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付けに係る事務</li> <li>○配偶者のいない男子で児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対する父子福祉資金の貸付けに係る事務</li> </ul>
母子保健法に基づく事務	6	1			<ul style="list-style-type: none"> <li>○国以外の指定養育医療機関の指定等に係る事務</li> <li>○特定不妊治療費助成に係る事務</li> </ul>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務	62	1			<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービス事業等の実施届出の受理に係る事務</li> <li>○指定障害福祉サービス事業・指定障害者支援施設の指定・指導監査</li> <li>○地域生活支援事業(盲ろう者通訳・介助員養成研修・派遣)に係る事務</li> <li>○障害福祉関係施設整備補助に係る事務</li> </ul>
介護保険法、旧介護保険法に基づく事務	81				<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の指定、指定更新、変更に係る事務</li> <li>○介護老人保健施設の開設許可及び入所定員の変更許可に係る事務</li> <li>○居宅サービス等を行った者に対する報告徴収等の事務</li> </ul>
その他 ※障害児等療育支援事業 〔県単独〕			1		<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児等療育支援事業に係る事務</li> </ul>
事務項目数 計	423	10	8		



## (2) 保健衛生行政に関する事務

根拠法令等による区分	事務項目数				移 譲 事 務 の 主 な 内 容
	法定	補助 要綱	単独	特例 条例	
食品衛生法に基づく事務	5				○規格が定められた食品、容器包装等の検査に係る事務
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務	1				○私立学校に対する結核健康診断実施補助
動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務	5				○引取り犬及び猫の所有者の発見、飼養希望者の募集並びに希望者への譲り渡し ○負傷動物等の収容に係る事務
事務項目数 計	11				

## (3) 環境行政に関する事務

根拠法令等による区分	事務項目数				移 譲 事 務 の 主 な 内 容
	法定	補助 要綱	単独	特例 条例	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務	7				○公害防止管理者等を選任したとき等の届出の受理に係る事務
大気汚染防止法に基づく事務	45				○ばい煙発生施設(工場)の設置届出等の受理に係る事務
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務	31				○大気、水質(水底の底質を含む)及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視に係る事務 ○常時監視の結果についての環境大臣への報告に係る事務 ○特定施設の設置等の届出の受理に係る事務
その他 ※鳥獣の保護及び狩猟に係る事務〔特例条例〕				3	○鳥獣の捕獲の許可等に関する立入調査、報告徴収、捕獲報告に係る事務
事務項目数 計	83			3	

#### (4) 都市計画・建設行政に関する事務

根拠法令等による区分	事務項目数				移譲事務の主な内容
	法定	補助要綱	単独	特例条例	
屋外広告物法に基づく事務	15		2		<ul style="list-style-type: none"> <li>○良好な景観又は風致維持のため特定の地域又は場所における広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止に係る事務</li> <li>○良好な景観又は風致維持、広告物の表示又は掲出物件の設置の許可及びその制限に係る事務</li> <li>○屋外広告物業を営もうとする者の登録事務</li> <li>○違反広告物除却推進運動の実施</li> </ul>
公有地の拡大の推進に関する法律施行令	1				<ul style="list-style-type: none"> <li>○設立した土地開発公社に係る他の法令の準用(読替規定)</li> </ul>
高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務	42				<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務</li> <li>○住宅事業登録を行った者等に対する報告徴取、検査</li> <li>○登録業務を行う機関を指定する事務</li> </ul>
その他 ※都市計画・建設行政関係 〔県単独・特例条例〕			1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あらたに生じた土地確認に係る事務</li> <li>○開発行為の事前協議 (長崎県土地利用指導要綱関係)</li> </ul>
事務項目数 計	58		3	1	

#### (5) 文教行政に関する事務

根拠法令等による区分	事務項目数				移譲事務の主な内容
	法定	補助要綱	単独	特例条例	
文化財保護法に基づく事務	17				<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要文化財に関する現状変更等の許可等に係る事務</li> <li>○重要文化財の保存に係る調査に係る事務</li> <li>○警察署長より提出された埋蔵物の受領事務</li> </ul>
地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務	3		2		<ul style="list-style-type: none"> <li>○県費負担教職員の研修に係る事務</li> </ul>
その他 ※放課後子ども教室推進事業の補助金事務〔補助要綱〕		2			<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後子どもプラン推進事業費補助金に係る交付申請等に係る事務</li> </ul>
事務項目数 計	20	2	2		

## (6) その他の事務

根拠法令等による区分	事務項目数				移 譲 事 務 の 主 な 内 容
	法定	補助 要綱	単独	特例 条例	
公職選挙法施行令、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令に基づく事務	4				○身体障害者福祉法第4条の身体障害者に対する書面での証明交付
事務項目数 計	4				

上記の移譲事務のほか、外部監査制度における包括外部監査の導入〔地方自治法第252条の36第1項〕及び高度救助隊の設置〔救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(総務省)〕が義務付けられます。

#### 4 移譲事務等に係る財政的影響

移譲事務等に係る財政負担見込み額(単位：千円)について、長崎県の平成25年度決算ベースを参考に、下表のとおり推計しています。

\*影響見込み額は、平成27年3月時点で総務省に提出するために算定したものです。

##### ●事務事業が移譲されることによる一般財源影響額

区 分	主な事務事業	影響額[千円]
民 生	○軽費老人ホーム事務、民生委員活動費、母子父子寡婦福祉資金貸付金など	216,256
保健衛生	○特定不妊治療費助成、動物引取りに関する事務など	26,068
環 境	○ダイオキシン類常時監視業務、ばい煙発生施設に係る事務、鳥獣捕獲許可等に関する事務など	3,431
都市計画・建設	○屋外広告物業務、違反広告物除却推進など	3,224
文 教	○県費負担教職員研修事務など	1,006
その他	○中核市市長会加入負担金など	450
計		250,435

##### ●負担割合の変更に伴う県補助金等の増減による一般財源影響額

区 分	主な事務事業	影響額[千円]
民 生	○生活保護負担金、老人クラブ活動補助金など	△316,896
保健衛生	○特定不妊治療、犬引取り等公衆衛生手数料など	12,282
文 教	○放課後子どもプラン推進事業	△6,519
計		△311,133

##### ●その他の経費

経費の内容	影響額[千円]
○職員人件費、情報システム等の準備経費、その他の事務費(包括外部監査等)	179,120

[合計負担額] **740,688**

これら一般財源影響額の合計負担額である約7億4千万円に関しては、地方交付税算出の基となる基準財政需要額の中核市移行に伴う増額分[約9億2千万円]で措置されます。

### 《普通交付税の基準財政需要額の算定》

普通交付税の基準財政需要額〔※1〕を算定するにあたっては、都市計画費、社会福祉費等の経費（単位費用）に係る補正係数が一般市より上乘せされる財政上の特例により、基準財政需要額が増加することで、基準財政収入額〔※2〕との差である普通交付税が増額するしくみとなっています。

$$\begin{array}{l} \text{普通交付税額} = \underline{\text{基準財政需要額}} - \text{基準財政収入額} \\ * \underline{\text{基準財政需要額}} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数} \\ \left( \begin{array}{c} \text{中核市移行に伴う} \\ \text{増額分} \end{array} \right) \quad \left( \begin{array}{c} \text{測定単位1当たり} \\ \text{費用} \end{array} \right) \quad \left( \begin{array}{c} \text{(例)都市計画費の} \\ \text{場合、都市計画} \\ \text{区域人口など} \end{array} \right) \quad \left( \begin{array}{c} \text{市町村の規模、機能} \\ \text{に応じた係数} \end{array} \right) \end{array}$$

〔※1〕基準財政需要額：普通地方交付税額の算定の基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または施設を維持するために必要な財政需要を一定の方式によって算定した額

〔※2〕基準財政収入額：普通地方交付税の算定の基礎となるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方式によって算定した額

## 5 移譲事務等に係る受入体制

移譲事務等により顕著な増加が見込まれる業務量等を参考に、既存業務との関連性や執行上の効率性等を考慮し、現行の組織機構における事務分掌の枠組みを基本に体制の構築を図っています。

なお、人員配置にあたっては、効率的な業務配分はもとより、当該業務の性質等を踏まえ、例えば専門員(常勤・非常勤嘱託職員等)のように、多様な雇用形態での人材活用を図るとともに、既存業務の見直しを行うなど、定員管理の適正化に配慮しながら対処しています。

区分	主な事務事業	人員(単位:人)		所管部署
		正規職員	嘱託職員	
民生	○児童福祉施設の指導監査に係る事務	2		子ども未来部 子ども政策課
	○小児慢性特定疾病児童等自立支援に係る事務	1		子ども未来部 子ども保健課
	○母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る事務	1	非常勤2	子ども未来部 子ども子育て応援センター
	○社会福祉施設・サービス等の指定・許認可及び指導監査に係る事務	4	常勤3	保健福祉部 指導監査課 <b>《新設》</b>
	○身体障害者手帳の交付に係る事務 ○地域生活支援事業(盲ろう者通訳・介助員養成研修・派遣)に係る事務	1	常勤1	保健福祉部 障がい福祉課
	○生活保護法に基づく指定医療機関や指定介護機関等に係る事務		常勤1	保健福祉部 生活福祉課
都市計画 建設	○屋外広告物の設置許可・指導・規制	2	常勤2	都市整備部 まち整備課
文教	○県費負担教職員の研修に係る事務	4		教育委員会 教育センター 学校保健課

## 6 移譲事務等に係る条例等の整備

中核市移行に伴う移譲事務等に関し、基準や手続き等を定めた条例等について、必要な整備を行っています。

### ●制定する条例

区分	名称	概要
民生	佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉法の規定により、児童福祉施設(保育所等)の設備等の基準を定めるもの
	佐世保市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により、幼保連携型認定こども園の設備等の基準を定めるもの
	佐世保市民生委員定数条例	民生委員法の規定により、民生委員の定数を定めるもの
	佐世保市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	生活保護法の規定により、保護施設(救護施設等)の設備等に関する基準を定めるもの
	佐世保市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	社会福祉法の規定により、婦人保護施設の設備等の基準を定めるもの
	佐世保市保健福祉審議会条例	社会福祉法の規定により、保健福祉審議会を設置するもの
	佐世保市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	社会福祉法の規定により、軽費老人ホーム(身体機能の低下等の理由で独立した生活に不安のある方が入所し、食事等生活上の援助を行う施設)の設備及び運営等に関する基準を定めるもの
	佐世保市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	老人福祉法の規定により、特別養護老人ホーム(常時介護が必要で在宅生活が困難である方が入所し、介護等を提供する施設)の設備及び運営等に関する基準を定めるもの
	佐世保市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	老人福祉法の規定により、養護老人ホーム(経済的な理由等で在宅生活が困難である方が入所し、生活上の援助等を行う施設)の設備及び運営等に関する基準を定めるもの
	佐世保市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、指定障害福祉サービス(居宅での介護や生活援助、外出時における移動援護、短期入所、通所施設での生活や就労訓練、グループホーム等)の事業の人員等の基準を定めるもの
	佐世保市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、指定障害者支援施設(施設入所中の障害者に対し、主として夜間の入浴、食事等の介助、その他日常生活上の支援を行うもの)の人員等の基準を定めるもの
佐世保市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労支援)の設備等の基準を定めるもの	
佐世保市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、地域活動支援センター(創作的活動又は生産活動の機会を提供する施設)の設備等の基準を定めるもの	

区 分	名 称	概 要
民 生	佐世保市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、福祉ホーム(現に住居を求めている障害者に低額な料金で居室等を利用させる施設)の設備等の基準を定めるもの
	佐世保市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、障害者支援施設(入所施設)の設備等の基準を定めるもの
	佐世保市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	介護保険法の規定により、指定居宅サービス(訪問介護、短期入所等)の事業等の人員等の基準を定めるもの
	佐世保市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	介護保険法の規定により、指定介護予防サービス(訪問介護、短期入所等)の事業等の人員等の基準を定めるもの
	佐世保市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	介護保険法の規定により、居宅介護支援(ケアマネジャーが要介護者が適切な居宅サービス等を受けるためのケアプランの作成、介護認定の申請代行等)の事業等の人員等の基準を定めるもの
	佐世保市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	旧介護保険法の規定により、指定介護老人福祉施設(常に介護が必要な方が入所し、入浴や機能訓練等を行う施設)の事業等の人員等の基準を定めるもの
	佐世保市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	介護保険法の規定により、介護老人保健施設(在宅復帰を目指している方が入所し、機能訓練や医療等を提供する施設)の事業等の人員等の基準を定めるもの
	佐世保市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	旧介護保険法の規定により、介護療養型医療施設(長期にわたって療養が必要な方が入所し、機能訓練や医療等を提供する施設)の事業等の人員等の基準を定めるもの
保健衛生	佐世保市食品衛生に関する管理運営基準を定める条例	食品衛生法の規定により、営業施設の清潔保持等の管理運営基準を定めるもの
都市計画 建 設	佐世保市屋外広告物条例	屋外広告物法の規定により、屋外広告物の規制等の基準を定めるもの
その他	佐世保市外部監査契約に基づく監査に関する条例制定	外部監査制度において、財政的援助団体等への包括外部監査及び個別外部監査を実施することができるよう定めるもの



●改正する条例

区 分	名 称	概 要
民 生	佐世保市子ども・子育て会議条例	児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により、保育所の設置の認可等に関する審議を行うため審議事項を追加するもの
	佐世保市特別会計条例	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子父子寡婦福祉資金の貸付をするにあたっての特別会計を新たに設置するもの
保健衛生	佐世保市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例	中核市の指定に伴い、食品衛生検査施設の設置の根拠となる食品衛生法の適用条項が変更となるため改正するもの
その他	佐世保市特定個人情報の保護等に関する条例	県からの事務移管に伴う事務の追加や個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うもの
	佐世保市手数料条例	中核市の指定に伴い新規に増える業務や法改正等で増える業務の手数料を定めるもの ○サービス付き高齢者向け住宅の審査手数料 ○介護保険事業に係るサービス事業者指定等に係る審査手数料 ○飼い主からの犬又は猫の引き取りに関する手数料
	佐世保市職員定数条例	移譲事務等の受入体制の整備に伴い、職員定数を変更するもの

## 参考資料

- ①中核市移行に至る経緯について
- ②中核市移行に係る準備検討の体制について
- ③都市制度の概要について
- ④地方自治法の抜粋について

中核市移行に至る経緯について

時 期	事 項
平成26年5月14日	・「佐世保市行財政改革推進本部」の開催 (地方自治法改正への対応協議)
平成26年5月30日	・同上
平成26年6月4日	・枚方市行政改革部行政管理課へ「中核市移行に係る事務対応」の照会
平成26年6月20日	・枚方市行政改革部行政管理課から「中核市移行に係る事務対応」の回答
平成26年6月25日	◎市議会(総務委員会)に「地方自治法の一部改正」の説明
平成26年7月1日	◎市議会(行財政改革特別委員会)に「地方自治法の一部改正」の説明
平成26年7月8日	・市から県へ事務影響調査の依頼
平成26年9月1日	◆「佐世保市行財政改革推進会議」に「地方自治法の一部改正」の説明
平成26年9月18日	・県から市へ事務影響調査の回答
平成26年9月22日	・市が県へ中核市移行に係る協議・調整の依頼
平成26年10月9日	・「佐世保市中核市移行推進本部」部会の開催
平成26年10月10日	○第1回「佐世保市中核市移行推進本部」の開催
平成26年10月23日	●第1回「長崎県・佐世保市中核市移行調整会議」の開催
平成26年11月13日	◎市議会(総務委員会研究会)に「中核市移行の準備検討」の説明
平成26年11月13日、 14日	・「佐世保市中核市移行推進本部」部会の開催 ・同上
平成26年11月18日	○第2回「佐世保市中核市移行推進本部」の開催 (任意移譲事務の取扱いに係る庁内検討)
平成26年11月26日	●第2回「長崎県・佐世保市中核市移行調整会議」の開催 (県単事務・特例事務の移譲対象の庁内検討結果を回答)
平成26年11月27日	◎市議会(行財政改革特別委員会)に「中核市移行の準備検討」の説明
平成26年11月28日	・「佐世保市中核市移行推進本部」部会の開催 (移譲事務に係る業務量、人員体制の検討指示)
平成26年12月17日	◎市議会(会派代表者)に「中核市移行の基本方針」の説明
平成26年12月18日	・市長が定例記者会見で「中核市移行の基本方針」の説明
平成26年12月22日	・市長が長崎県知事へ中核市移行への協力を要請
平成26年12月24日、 25日、26日	・「佐世保市中核市移行推進本部」部会の開催 (移譲事務に係る業務量、人員体制の精査作業)
平成27年2月3日	●第3回「長崎県・佐世保市中核市移行調整会議」の開催 (未決定であった県単・特例事務を再検討)
平成27年2月16日	○第3回「佐世保市中核市移行推進本部」の開催 (中核市移行に係る検討準備の総括)
平成27年2月25日	◎市議会(行財政改革特別委員会)に「中核市移行の準備検討」の説明
平成27年2月27日	◎市議会本会議にて施政方針の中で「中核市移行の基本方針」の説明
平成27年3月4日	・総務省にて「中核市移行のための事前ヒアリング」
平成27年3月12日	◎市議会(総務委員会「議案外報告」)に「中核市移行の準備検討」の説明
平成27年3月20日	○第4回「佐世保市中核市移行推進本部」の開催 (屋外広告物業務の取扱い)
平成27年3月30日	◆「佐世保市行財政改革推進会議」に「中核市移行の準備検討」の説明

時 期	事 項
平成27年4月10日	・総務省にてヒアリング
平成27年5月20日	・「佐世保市中核市移行推進本部」部会の開催 (6月定例会市議会での説明対応)
平成27年5月25日	◎市議会(総務委員会研究会)にて「中核市移行の準備検討」の説明
平成27年6月10日	●第4回「長崎県・佐世保市中核市移行調整会議」の開催 (屋外広告物業務の取扱い)
平成27年6月17日	・総務省にてヒアリング
平成27年6月18日	・「佐世保市中核市移行推進本部」部会の開催 (6月定例会市議会での説明対応)
平成27年6月18日	◎6月定例会市議会に議案「中核市の指定に係る申出の件」の提案
平成27年8月17日	◎8月臨時市議会にて議案「中核市の指定に係る申出の件」の議決
平成27年8月18日	■長崎県への中核市の指定申出の同意申入れ
平成27年9月8日	※長崎県が9月定例会県議会に議案「中核市の指定申出の同意」の提案
平成27年10月6日	※9月定例会県議会にて議案「中核市の指定申出の同意」の議決
平成27年10月9日	■長崎県から中核市の指定申出の同意書の交付
平成27年11月27日	□総務大臣への中核市の指定申出
平成27年12月2日	□中核市指定に係る政令の閣議決定
平成27年12月2日	□中核市指定に係る政令公布
平成27年12月8日	◎12月定例会市議会に中核市関係議案(28議案)の提案[追加上程]
平成27年12月18日	◎12月定例会市議会にて中核市関係議案(28議案)の議決
平成28年2月26日	◎3月定例会市議会に中核市関係議案(2議案)の提案
平成28年3月25日	◎3月定例会市議会にて中核市関係議案(2議案)の議決
平成28年3月31日	・県から市への事務引継ぎ完了(事務引継書の作成・内容確認)
平成28年4月1日	□中核市指定に係る政令施行《中核市移行》

中核市移行に係る準備検討の体制について

佐世保市

長崎県

管理

市長

指示 ↑↓ 報告

佐世保市中核市移行推進本部

[本部長] 末竹副市長(H26.9.26～H27.7.31)  
山口副市長(H27.8.1～H28.3.31)  
[副本部長] 川田副市長、行財政改革推進局長  
(本部員) 各部局長等にて構成

『所掌事務』

- 中核市移行の推進に係る方針決定に関すること。
- 中核市移行に向けた準備の総括に関すること。
- その他中核市移行に係る重要事項に関すること。

(部会員) 関係各課長にて構成

総務部会

厚生部会

文教部会

産業・建設部会

[事務局] 行財政改革推進局

長崎県・佐世保市中核市移行調整会議

◎佐世保市の中核市移行に係る総合的な連絡調整の場

[事務局]  
(佐世保市)  
行財政改革推進局  
(長崎県)  
企画振興部市町村課

県知事

指示 ↑↓ 報告

長崎県中核市移行準備連絡会議

『所掌事務』

- 円滑な権限移譲のための方策の検討
- 長崎県と佐世保市の移譲事務所管課が協議した項目の分析
- 移譲項目に係る問題点の整理

[事務局]  
企画振興部市町村課

実働

指示 ↑↓ 連絡調整

指示 ↑↓ 連絡調整

[各 部 署]

[各 部 署]

協議・調整

## 都市制度の概要について

地方自治法では、それぞれの都市の規模に応じ、一般の市町村とは異なる特例を定めています。

＜都市制度の比較＞ 総務省ホームページ「指定都市・中核市・施行時特例市の主な事務」を参考に作成

区 分	指定都市	中核市	施行時特例市[※]
要 件	人口50万人以上	人口20万人以上	人口20万人以上 平成27年4月中核市に統合
事務配分の特例	<p><b>指定都市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆都市計画等に関する事務</li> <li>○区域区分に関する都市計画決定</li> <li>○指定区間外の国道、県道の管理</li> <li>○指定区間の一級河川、二級河川(いずれも一部)の管理</li> <li>◆福祉に関する事務</li> <li>○児童相談所の設置</li> <li>◆教育に関する事務</li> <li>○県費負担教職員の任免、給与の決定</li> </ul>	<p><b>中核市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆都市計画等に関する事務</li> <li>○屋外広告物の制限</li> <li>◆廃棄物に関する事務</li> <li>○一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置許可</li> <li>◆福祉に関する事務</li> <li>○保育所の設置の認可</li> <li>○特別養護老人ホームの設置の認可・監督</li> <li>○介護サービス事業者の指定</li> <li>◆教育に関する事務</li> <li>○県費負担教職員の研修</li> <li>◆保健衛生に関する事務</li> <li>○保健所の設置</li> </ul>	<p><b>施行時特例市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆都市計画等に関する事務</li> <li>○市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>◆環境保全に関する事務</li> <li>○一般粉じん発生施設の設置届出の受理</li> <li>○汚水又は廃液を排出する特定施設の設置届出の受理</li> <li>◆その他の事務</li> <li>○計量法による勧告、定期検査</li> </ul>
関与の特例	知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	福祉に関する事務に限って指定都市と同様に関与の特例が設けられている。	なし
財政上の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方揮発油譲与税の増額</li> <li>●宝くじの発売</li> <li>●地方交付税の算定上の所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方交付税の算定上の所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)</li> </ul>	
組織上の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区の設置</li> <li>●区選挙管理委員会の設置等</li> </ul>		
決定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政令で指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市からの申出に基づき、政令で指定</li> <li>●市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要</li> <li>●都道府県が同意する場合には議会の議決が必要</li> </ul>	なし

※平成27年4月に地方自治法が改正され、特例市が廃止（中核市と特例市が統合）された。法改正の際、現に特例市であった市は、改正法の施行から5年間は「施行時特例市」となる。

## 地方自治法の抜粋について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号） 抜粋

第十二章 大都市等に関する特例

第二節 中核市に関する特例

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

第二百五十二条の二十三 削除

（中核市の指定に係る手続）

第二百五十二条の二十四 総務大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。

2 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。

3 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

（政令への委任）

第二百五十二条の二十五 第二百五十二条の二十一の規定は、第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定があつた場合について準用する。

（指定都市の指定があつた場合の取扱い）

第二百五十二条の二十六 中核市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定は、その効力を失うものとする。

（中核市の指定に係る手続の特例）

第二百五十二条の二十六の二 第七条第一項又は第三項の規定により中核市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分について同項の規定により総務大臣に届出又は申請があつた場合は、第二百五十二条の二十四第一項の関係市からの申出があつたものとみなす。